

岡産廃第 277号
令和 3年 6月 23日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森 雅夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和2年9・10月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

定期監査の指摘事項の改善措置状況（令和2年9・10月実施分）

産業廃棄物対策課

指摘事項

○収入事務について

令和2年7月31日現在、滞納繰越分の収入未済額が、行政代執行費用徴収金において5,674万円余（収納率0.0%）認められました。

平成19年2月から4月に実施した硫酸ピッチ撤去の代執行に係る当該収入未済については、前回（平成30年3月）の定期監査においても指摘し、厳正に償還を求める旨の報告がされておりました。その後、平成30年度の包括外部監査における滞納処分に関する指摘事項等に対しても措置完了の回答がなく、この間に具体的な対応がなされていなかったことは非常に遺憾です。

今後、関係法令を遵守し、滞納処分の手順に沿った適切な手続きと債権管理を徹底のうえ、未収金の解消に格段の努力をしてください。

改善措置状況

実行行為者らのうち、当局が債務者として特定した者（3人：債務者A、B、C）は全員死亡しており、債務者Aの配偶者は毎年少額ながら分割納付しております。

債務者Bに関しましては、管轄家庭裁判所への相続放棄の申述の有無の照会方法についての情報を集め、必要書類等を整え、令和3年1月照会を行った結果、債務者Bの唯一の相続人（Bの長女）は相続放棄の申述が受理されていることが判明しました。

債務者Cに関しましては、調査対象者の戸籍が多岐にわたっており、相続人の特定に日数を要しました。調査の結果、配偶者、第一順位の相続人及び第二順位の相続人がおらず、第三順位の相続人（Cの姉）ならびに代襲相続人（Cの甥、Cの姪）が複数名いることが判明しました。債務者Bと同様に、管轄家庭裁判所に相続放棄の申述の有無の照会を行いましたが、令和3年2月16日時点では相続放棄の申述はいずれの相続人からもなされておりませんでした。なおかつ、相続人の調査等債務の承継手続きを進めている過程で相続人への請求に関して消滅時効が成立しているのではないかという疑義が生じました。財産権を侵害する恐れもあることから、総務法制企画課を通じて弁護士に相談したところ、当該債権は時効消滅していないことを確認できました。日数は要しましたが、慎重の上に慎重を期して、6月に相続人（7人）に対して催告を行いました。

今後も関係法令を遵守し、催告を行うことはもとより、債務者の財産調査等を実施し、滞納処分の手順に沿った適切な手続きと債権管理を徹底し、未収金の解消に努めます。

●硫酸ピッチ代執行費用徴収状況

(令和2年7月31日時点)

調定額 (円)	収納済額 (円)	収入未済額 (円)	収納率 (%)
56,745,284	3,000	56,742,284	0.0

(令和3年3月31日時点)

調定額 (円)	収納済額 (円)	収入未済額 (円)	収納率 (%)
56,745,284	15,000	56,730,284	0.0

(令和3年5月31日時点)

調定額 (円)	収納済額 (円)	収入未済額 (円)	収納率 (%)
56,730,284	0	56,730,284	0

●債務者Aの配偶者の納付実績

年 度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	合 計
納 付 額	1,000	9,000	9,000	12,000	15,000	9,000	3,000	21,000	15,000	94,000円

※令和3年5月末現在

●債務者B (令和2年4月7日死亡)

相続人：長女 相続放棄の申述有り (令和2年7月16日受理)

●債務者C (平成30年10月25日死亡)

相続人：姉 (1人)、代襲相続人：甥 (4人)、姪 (2人)